

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から51年3月まで

私は、国民年金に加入した時期は記憶に無いが、A市役所で国民年金の加入手続をした時に職員から「過去の未納分を一括して納められますよ。」と説明があったので、その時にかなりの金額をA市役所の窓口で一括納付したことを記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの期間について、申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料を遡って納付できることを知り、金額は記憶に無いが、かなりの金額の保険料を遡って一括納付したとしている。

当該期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、当該期間は国民年金保険料を遡って納付することができる期間である。

また、申立人のオンライン記録では、加入してすぐに納付することができる期間をまとめて納付したとする申立人の供述どおり、昭和51年4月から52年3月までを過年度納付しており、国民年金手帳記号番号の払出しから推認される同年9月頃の加入当時に過年度納付が可能である50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付することができなかつた特段の事情は見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和 41 年 2 月から 50 年 6 月までの期間について、申立人は上記 1 のとおり申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり 52 年 9 月頃に払い出されていると推認されることから、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、また、申立人は、特例納付のことは知らなかったとしており、特例納付により国民年金保険料を納付した事情も見当たらない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、当該期間は 113 か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの期間及び39年8月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年8月から40年3月まで

私は、昭和35年10月頃に近所のA店のご主人に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料の納付は国民の義務だと思い、36年4月からきちんと納付してきたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和35年10月頃に国民年金の加入手続をして36年4月から国民年金保険料の納付を始めたとしている。

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和38年9月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①のうち、36年7月から38年3月までの期間は遡って保険料を納付することができる期間であり、36年4月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるところ、B市の国民年金被保険者名簿検認記録によると、申立人は、最初の国民年金保険料を39年9月8日に納付し（昭和39年4月から同年7月までの期間）、その後、38年4月から39年3月までの保険料を40年1月12日に遡って納付した記録となっている。このことから、最初に国民年金保険料を納付した時点で、過年度納付することが可能な37年7月から38年3月までの保険料を遡って納付した可能性が考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの検認記録欄には「時効消滅」のスタンプが押されているが、同年 7 月から 38 年 3 月までの検認記録欄には当該スタンプは押されていない。

さらに、申立人は申立期間を除いて、国民年金保険料を全て（昭和 48 年 4 月から 60 年 8 月までの任意加入期間を含む。）納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの期間については、上記のとおり、最初に国民年金保険料を納付した 39 年 9 月 8 日の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が所持する国民年金手帳によると、当該期間の検認記録欄には「時効消滅」のスタンプが押されている。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は国民年金保険料を未納とした覚えは無いとしているところ、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 38 年 9 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、上記のとおり、申立人は申立期間②以前の期間を申立期間②中の昭和 40 年 1 月 12 日に遡って納付しているにもかかわらず、その時点で、現年度納付することが可能な申立期間②の国民年金保険料を未納としているのは不自然である。

さらに、申立期間②前後の期間は納付済みである上、申立人が 8 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付することができなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 8 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 9 月にそれまで勤務していた会社を退職後に結婚し、63 年 4 月頃に A 市に住居を移した際、同市役所の窓口で国民年金手帳を新姓で交付してもらったことを鮮明に記憶しており、その時に国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料は、一括して郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月にそれまで勤務していた会社を退職後に結婚し、63 年 4 月頃に A 市に住所を移した際に、同市役所の窓口で国民年金手帳を新姓で交付してもらい、その時に国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を郵便局で一括納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述のとおり、同年 4 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は納付可能な期間である上、申立人の申述に信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間直後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間以外に未納期間は無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が、6 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人はその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を、44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 28 日

年金事務所から、同僚の年金記録（賞与支払に関する記録）が訂正され、私についても、年金記録に反映されていない賞与支払があった可能性がある旨の手紙が届いた。確認したところ、平成 16 年 12 月に賞与が支給されていたのに、年金事務所の記録には、その記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していないが、i) A銀行から提出された取引明細表により、申立期間にB株式会社から賞与支給月以外の月の約 1.5 倍の振込額が確認できること、ii) 申立人と同じ立場だったとする同僚が保管していた賞与明細書及び当該同僚に係る銀行口座預金通帳の記録により、申立期間に賞与が支給されていたことが確認できることから、申立期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、複数の同僚の賞与明細書において、支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記複数の同僚の

賞与明細書及び申立人の銀行口座への振込額から判断すると、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 11 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間①及び②の賞与の記録が欠落していることが分かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成 19 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る

当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 11 日
② 平成 17 年 12 月 12 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間①及び②の賞与の記録が欠落していることが分かった。給与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成 17 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで

A株式会社に昭和58年12月8日に入社し、平成9年6月23日に退職するまで、同社B支店（同社C所から名称変更）に継続して勤務したが、昭和61年9月29日から同年10月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店に昭和58年12月8日から平成9年6月23日まで勤務したと申し立てしているところ、同社D所における申立人に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は昭和58年12月8日に被保険者資格を取得し、61年9月29日に資格喪失し、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によりA株式会社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年10月1日に被保険者資格を取得した複数の同僚が、同社D所において申立人と同じ同年9月29日に被

保険者資格を喪失していることが確認できるところ、事業主は、「人事異動は1日付けが通例で、資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。」と回答している。

以上のことから、申立人のA株式会社における被保険者資格喪失日を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年9月及び同年10月の賃金台帳における厚生年金保険料控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで
亡くなった夫は、A株式会社に継続して勤務したにもかかわらず、昭和61年9月29日から同年10月1日までの厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した申立期間に係る賃金台帳、雇用保険の記録及び申立人が提出した給与明細書から、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は、「人事異動は1日付けが通例で、資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。」と供述していることから、昭和61年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年9月及び同年10月の賃金台帳及び給与明細書における厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 41 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 2 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 41 年 1 月までは 2 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

高校を卒業した年の昭和 39 年 4 月 1 日付けで同級生二人と一緒に A 株式会社に入社し、41 年 1 月 31 日付けで同社を退職した。申立期間も同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料や雇用保険料などが控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間がちょうど一年間欠落した記録となっているので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間において A 株式会社継続して勤務していたこと及び同社を昭和 41 年 1 月 31 日に退社したことが認められる。

また、A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は、昭和 40 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが記載されているにもかかわらず、同年 10 月に定時決定が行われたことも記載されている。この記録を前提とすると、申立人が同年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 41 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して

行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における事業所別被保険者名簿及び昭和40年10月の定時決定時の標準報酬月額の記録から、同年2月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から41年1月までは2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していたことが認められることから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格取得日に係る記録を昭和 56 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 54 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険第四種被保険者の資格を取得し、第四種被保険者期間満了日となる 61 年 3 月 1 日までの間、第四種被保険者期間として保険料を完納した。そして、同年 3 月 18 日付けで、A 社会保険事務所長（当時）名による「厚生年金保険第四種被保険者期間満了について（通知）」まで届いているのに、申立期間の被保険者記録が欠落していることには納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 2 月 1 日に厚生年金保険第四種被保険者の資格を取得し、第四種被保険者期間満了日となる 61 年 3 月 1 日までの間、第四種被保険者期間として保険料を完納した。」と主張しているが、申立人の申立期間に係る B 社会保険事務所（当時）の第四種被保険者名簿における資格喪失日は昭和 56 年 7 月 1 日、C 社会保険事務所（当時）の第四種被保険者原票における資格取得日は同年 8 月 1 日であることが確認でき、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、当時、申立人は転出による住所変更の届出を行っただけであり、申立人から提出された、昭和 61 年 3 月 18 日付けの A 社会保険事務所長名による「厚生年金保険第四種被保険者期間満了について（通知）」では、申立人の資格喪失（満了）年月日は、昭和 61 年 3 月 1 日との記載が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者原票では、

「資格喪失予定年月日・61. 3. 1」、「資格喪失日・61. 3. 1」、「進達記録表（喪失記録）処理年月日・61. 3. 13」との記載も確認でき、旧厚生年金保険法第 17 条第 2 号では、老齢年金の受給資格要件を満たしたときに厚生年金保険第四種被保険者の被保険者資格を喪失することと規定されており、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として 20 年の老齢年金の受給資格要件を満たした結果により、A 社会保険事務所長名による「厚生年金保険第四種被保険者期間満了について（通知）」が申立人に発出されていることを前提とすると、申立期間も第四種被保険者の被保険者期間として継続していたことが確認できる。

また、B 社会保険事務所では、申立人の住所変更年月日及び被保険者資格喪失日を昭和 56 年 7 月 1 日として C 社会保険事務所へ通知していたところ、C 社会保険事務所においては申立人の被保険者資格取得日が同年 8 月 1 日となっていることについて、C 社会保険事務所では、「C 社会保険事務所での資格取得日を昭和 56 年 8 月 1 日付けとしたことにより、同日付けの資格喪失日となる旨の B 社会保険事務所への事務引継ぎが不十分であったことが原因と史料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種厚生年金保険料を納付していたことが認められることから、申立人の C 社会保険事務所での厚生年金保険第四種被保険者の資格取得日に係る記録を昭和 56 年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る第四種被保険者の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年1月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年1月から同年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から19年4月1日まで
厚生労働省の記録によると、A株式会社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成7年1月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、7年1月から同年9月までを47万円、同年10月から同年12月までを50万円と記録されていたものが、8年1月29日付けで7年1月1日に遡って標準報酬月額に係る定時決定の記録を取り消し、20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該期間においてA株式会社に勤務していた同僚12人のうち、4人の記録が、いずれも申立人と同様に平成8年1月29日付けで、7年1月1日に遡って標準報酬月額の記録が訂正されていることが確認できる。

さらに、上記同僚12人に照会したところ、1人から回答があり、当該同僚は、当該事業所の経営状況について「会社の状況は苦しかったと思う。給与の遅配があった。」と供述している。

加えて、A株式会社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の役員とな

っていないことが確認できるところ、当該期間当時の同社の顧問社会保険労務士は、社会保険事務担当者について事業主を挙げている上、前述の回答があった同僚も、社会保険事務担当者及び給与計算担当者について事業主を挙げており、申立人が当該業務に関与したか否かについて「関与していなかった。」と供述していることから、当該遡及訂正の手続について申立人の関与があったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所へ当初届け出た7年1月から同年9月までを47万円、同年10月から8年9月までを50万円に訂正することが必要と認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から15年1月1日までの期間の標準報酬月額について、A株式会社の事業主、当該期間当時の同社の顧問社会保険労務士、同社の破産管財人及び破産申立代理人は、いずれも申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、当該期間における申立人の給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない上、オンライン記録には遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

また、申立期間のうち、平成15年1月1日から19年4月1日までの期間の標準報酬月額について、B市役所から提出された平成15年分から19年分までの給与支払報告書のデータに記載されている給与収入額から、オンライン記録を超える給与額が申立人に支給されていたことが認められるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記給与支払報告書のデータに記載されている社会保険料額から試算した厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額とほぼ見合う額であることが確認できる。

このほか、オンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてオンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から17年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から17年7月まで

私は、20歳になった昭和42年頃に母に勧められて国民年金に加入した。平成9年からはA市でB店を経営し、申立期間の国民年金保険料をA市役所や金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年頃からA市でB店の経営を始めて、申立期間の国民年金保険料をA市役所や金融機関で納付したとしているが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和42年2月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、オンライン記録によると、平成20年9月の厚生年金保険加入時に平成9年4月1日に「適用漏れ」により遡って被保険者資格を取得した可能性がうかがえることから、それまでは申立期間は制度上、保険料納付ができない未加入期間であったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A市において、100か月と長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業

務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料については、母から、私の国民年金の加入
手続を行った覚えは無いが、A 町役場から郵送された国民年金保険料納
付書により保険料を納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納と
なっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から、申立人の国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、A 町役場から郵送された国民年金保険料納付書により、申立期間の保険料を納付したと聞いているとしている。しかしながら、保険料納付に関するその母の記憶が明確ではなく、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 5 年 7 月頃に B 区で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月及び同年 5 月

私は、会社退職後の昭和 62 年 5 月頃に、A 町役場(現在は、B 市)で国民年金の加入手続を行った。加入手続と同時に国民年金保険料の 2 か月分を現金で納付したので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年 5 月に A 町役場で国民年金の加入手続をし、同年 4 月及び同年 5 月分の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、国民年金手帳の交付及び納付した保険料額に関する記憶が無く、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から、平成 5 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人保管の昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票、同年中に申立人が勤務した株式会社 C の賃金明細書及び D 株式会社の給与支払明細書から、申立期間の国民年金保険料は納付していないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで
昭和49年12月28日に会社を退職後、私の母が、住所地のA町役場（当時）で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付をしてきていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が昭和50年1月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしているが、その母は既に他界しており、申立人自身は加入手続き及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から、昭和53年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、50年1月から51年6月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年7月から53年3月までの期間については保険料を遡って納付することができる期間ではあるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

自宅で保管していた国民年金保険料の領収書から、申立期間の保険料を昭和 57 年 8 月 24 日、同年 11 月 27 日及び 58 年 4 月 25 日の 3 回、それぞれ 2 万 7,000 円ずつ重複して納付していることが分かった。年金事務所で調査してもらったところ、申立期間の保険料については、重複納付のため、58 年 3 月 8 日、同年 6 月 14 日にそれぞれ 2 万 7,000 円ずつ還付されている記録があるとのことだが、当時、還付の請求手続をした記憶は無く、還付金を受け取った記憶も無い。申立期間が還付済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に保管していた領収書から、申立期間の国民年金保険料を昭和 57 年 8 月 24 日、同年 11 月 27 日及び 58 年 4 月 25 日の 3 回にわたり納付していることが分かったが、申立期間の保険料が還付されていないとしている。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間の国民年金保険料が重複納付されたことは確認できるものの、当該期間の保険料の還付については、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、「還付 56.10～57.3 まで 27,000 円（58.3.8）重複納付」、「還付 56.10～57.3 まで 27,000 円（58.6.14）重複納付」の 2 回の還付記録が記載されており、還付対象期間及び還付金額を含め、その記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る還付金を受け取った記憶が無いという以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないことをうか

がわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 9 月 3 日まで
見習期間を含め、昭和 63 年 9 月から有限会社AにB職として勤務したが、年金記録を確認したところ、同社に勤務していた期間のうち、申立期間については厚生年金保険被保険者としての記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は申立期間において有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者種別確認（第3号被保険者該当）届書及び国民年金保険料検認リストによると、申立人は昭和 61 年 4 月 1 日から平成 2 年 9 月 3 日までの期間において、国民年金第3号被保険者（厚生年金保険及び共済組合加入者の被扶養配偶者）に該当していることから、申立期間において、申立人は国民年金第3号被保険者であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人が名前を記憶している同僚4人のうち2人は、申立人と同じB職として有限会社Aに勤務していたと供述しているところ、いずれも自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致していない。

さらに、事業主は、申立期間当時の状況については、資料が無く不明と回答しているほか、元役員及び申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚計 13 人に照会したところ、元役員 2 人及び同僚 2 人から回答があったが、いずれも申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の有無については不明としている。

このほか、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 5 日から 16 年 8 月 21 日まで
夫は、平成 8 年 4 月 5 日から 16 年 8 月 21 日までの期間、A 事業所で B 職として勤務したが、この間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している事業所、事業主名、事業所所在地及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとする A 事業所は、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B 事業所への照会の結果、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、調査を行うことができず、申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間の一部については国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申

立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案7015（事案6406の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月2日から同年10月1日まで

株式会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額の記録は、賃金台帳で確認できる給与の額と違っている。新たな証拠等はないが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確かであり、前回の申立てについての判断に納得できないので、調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の標準報酬月額に係る記録は、当初、19万円と記録されていたところ、申立人が株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成13年10月1日）の後の平成14年1月30日付けで、申立人を含む25人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されているが、有効な記録訂正があったと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、当初の記録である19万円に訂正することが必要であるとする一方、申立人が所持する賃金台帳（平成13年）の写しに、「4月分」から「8月分」までの各月において、36万8,300円の給与の支給を受け、「7月分」に3万1,230円、「8月分」に2万1,230円の厚生年金保険料を控除した旨が記載されているが、申立期間当時の同僚7人全員が、当該「賃金台帳」を見たことが無いと回答していること、加入記録が確認できない雇用保険料の控除が記載されていること、及び当該「賃金台帳」には「4月分」から給与を支給した旨が記載されているが、同僚のうち2人は、申立人は、「平成13年7月」又は、「夏頃から」勤務していたと供述していること等の理由により、当該「賃金台帳」をもって、そ

の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできないとの当委員会の決定に基づき、既に23年10月25日付け年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料として、預金通帳の「支払金額及び預り金額の記載されたページの写し」が提出され、当該資料により、平成13年7月31日に29万9,700円、同年8月31日に30万4,517円の株式会社Aからの振込みがあったことが確認でき、雇用保険の記録については、再調査の結果、前回申立てに当たり加入記録が確認できないとされた申立人の株式会社Aでの厚生年金保険被保険者期間と一致する雇用保険の記録が確認できた。

しかしながら、申立人から提出された上記資料に記載された平成13年7月31日の振込額は、申立人が提出した「賃金台帳」に記載された同年7月分給与の差引支給額と一致していない上、当該資料には金融機関名及び口座名義人等の記載が無いことから、これらを確認できるページの写し、通帳原本の提出又は呈示を求めたが、申立人の回答を得ることができない。

また、今回新たにB税務署から提出された申立人の平成13年分の所得税の確定申告書に添付された株式会社Aに係る同年分給与所得の源泉徴収票に記載された給料の支払金額68万4,783円、源泉徴収税額2万3,070円、及び「社会保険料等の金額」7万4,454円は、いずれも「賃金台帳」に記載された金額と一致していないことが確認できる。

さらに、当該「社会保険料等の金額」7万4,454円が申立人の主張する平成13年7月から同年9月までの社会保険料控除額であるとする、1か月当たりの社会保険料控除額は2万4,818円となり、当該控除額は標準報酬月額18万円に見合う社会保険料控除額2万5,326円（厚生年金保険料1万5,615円、健康保険料8,631円、雇用保険料1,080円）に相当し、申立人が主張する標準報酬月額36万円に見合う社会保険料控除額5万652円とは大きく異なることから、申立人の主張する標準報酬月額36万円に見合う厚生年金保険料（1か月当たり3万1,230円）が控除されていないことが推認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見つからないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。